

会議の公開等について

神奈川県では、行政の透明性、公正性を高めるため、平成14年度から、附属機関等（有識者などから意見を伺う各種の審議会等）の会議及び会議記録を、原則として公開しています。

「神奈川県住宅政策懇話会」もこれに則り、設置及び運営に関する要綱第8条及び傍聴要領を定め、会議や会議記録を公開することとしています。

（1）会議の公開

- 会場内に傍聴席（定員5名以内）を設け、希望者に傍聴を認め、会議資料を提供します。
- 報道機関用の傍聴席は別に設けます。

（2）会議記録の公開

- 会議記録は、ホームページにて公開します。
- 議事録の形式は、次のいずれかを、懇話会の決定により選択します。
 - ① 発言者氏名と発言の全内容を記載する議事録
 - ② 発言者氏名の省略又は発言内容の要約を行う議事録
 - ③ その両方を行う議事録